

○千葉県漁港管理条例施行規則

新旧対照表

改正後	改正前
<p>千葉県漁港管理条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県漁港管理条例(昭和三十五年千葉県条例第十七号。以下「条例」という。)に基づき、条例の施行に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条 この規則において用いる用語の意義は、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第三百三十七号)及び条例の例による。</p> <p>以下略</p>	<p>千葉県漁港管理条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県漁港管理条例(昭和三十五年千葉県条例第十七号。以下「条例」という。)に基づき、条例の施行に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条 この規則において用いる用語の意義は、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)及び条例の例による。</p> <p>以下略</p>